

令和 7 年 4 月 2 3 日
交 通 局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	5 6	男性	停職 1 8 日間

(2) 事故の概要

事故者は、令和 6 年及び令和 7 年に、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中から局が定めた基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。

2 公務外の非行事故（業務の妨害）

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	2 9	男性	停職 5 日間

(2) 事故の概要

事故者は、令和 6 年から令和 7 年にかけて、複数回にわたり、乗車していた電車の閉扉を妨げ、電車を遅延させるなどの迷惑行為を行った。